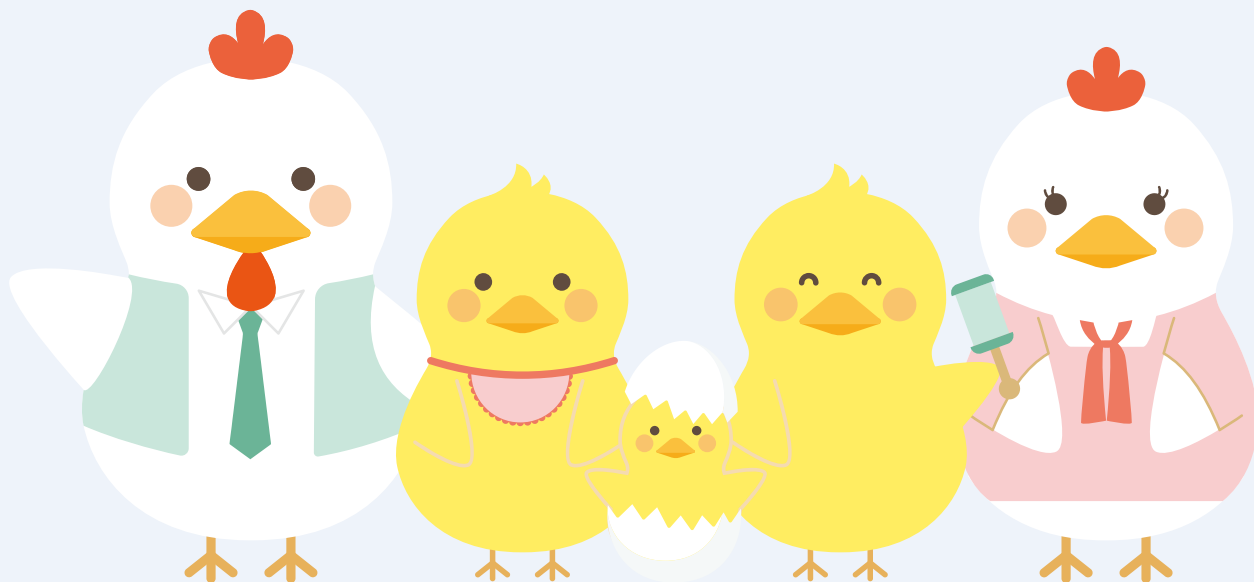




令和5年度

働くパパママ育業応援奨励金

「もっとパパコース」



男性従業員の育業^{*}を推進する 都内企業等を支援します

育業しやすい職場環境を複数整備し、複数の男性従業員に
育業させた都内企業等対象(企業規模不問)

2人がそれぞれ合計30日以上⁺の育業
+ 複数の職場環境整備実施 **80万円支給**

3人目以降5人まで1人につき30万円加算 **最大170万円** (一事業者1回のみ)

対象事業者

都内に常時雇用する従業員を2名以上かつ6か月以上継続して雇用し、
都内で事業を営んでいる企業等

事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

*ただし予算の全額が執行されると終了となります

申請期間

対象となる育業から原職に復帰し、3か月経過した翌日から2か月以内

*対象となる育業とは、申請に係る複数の育業のうち復帰日が最も遅いものを指します
*HPIに掲載の、各コース別「申請期限日一覧」を必ずご確認ください

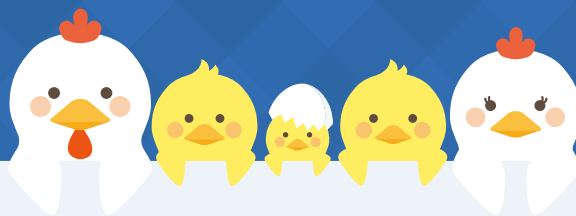
※育児休業の愛称「育業」について

東京都は、育休を取得しやすい社会の雰囲気づくりのため、育休の愛称を「育業」と決定しました。
これに伴い働くパパママ育休取得応援奨励金は「働くパパママ育業応援奨励金」に事業名を変更しました。



育業

奨励金の概要



もっとパパコース



奨励の対象となる従業員および育業要件

- 都内在勤の複数の男性従業員（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでにそれぞれ合計30日以上育業し、原職復帰後3か月以上継続雇用されていること
- 対象となる複数の男性従業員のうち、少なくとも1人は令和5年4月1日以降に育業を終了していること

※それ以外の従業員は、下図に示す2か月以内の申請可能期間が、令和5年4月1日以降に含まれる場合対象とします

【図】 奨励金申請イメージ



※対象となる従業員は2人以上最大5人までです



環境整備要件

育児・介護休業法に基づく環境整備について令和5年4月1日以降に複数実施したこと（うち、1つ以上の環境整備は令和4年度以前に未実施であること）

- ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉



公益財団法人 東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係

TEL.03-5211-2399

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

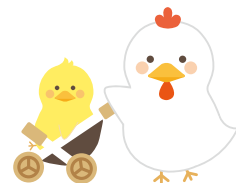
令和5年5月作成

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

東京しごと財団 パパママ

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html>



リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。